第三編　第一種中間連結財務諸表
第一章　総則（第九十三条―第百二十三条）
第二章　中間連結貸借対照表
第一節　総則（第百二十四条―第百二十六条）
第二節　資産（第百二十七条―第百三十九条）
第三節　負債（第百四十条―第百四十六条）
第四節　純資産（第百四十七条―第百五十二条）
第五節　雑則（第百五十三条―第百五十六条）
第三章　中間連結損益計算書
第一節　総則（第百五十七条・第百五十八条）
第二節　売上高及び売上原価（第百五十九条―第百六十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第百六十二条・第百六十三条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第百六十四条―第百六十六条）
第五節　特別利益及び特別損失（第百六十七条―第百六十九条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第百七十条―第百七十二条）
第七節　雑則（第百七十三条―第百七十七条）
第四章　中間連結包括利益計算書
第一節　総則（第百七十八条―第百八十条）
第二節　その他の包括利益（第百八十一条）
第三節　中間包括利益（第百八十二条）
第五章　中間連結キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百八十三条・第百八十四条）
第二節　中間連結キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百八十五条・第百八十六条）
第六章　株主資本等に関する注記（第百八十七条・第百八十八条）
第四編　第二種中間連結財務諸表
第一章　総則（第百八十九条―第二百二十九条）
第二章　中間連結貸借対照表
第一節　総則（第二百三十条―第二百三十二条）
第二節　資産（第二百三十三条―第二百四十六条）
第三節　負債（第二百四十七条―第二百五十五条）
第四節　純資産（第二百五十六条―第二百六十二条）
第五節　雑則（第二百六十三条―第二百六十六条）
第三章　中間連結損益計算書
第一節　総則（第二百六十七条・第二百六十八条）
第二節　売上高及び売上原価（第二百六十九条―第二百七十一条）
第三節　販売費及び一般管理費（第二百七十二条・第二百七十三条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第二百七十四条―第二百七十六条）
第五節　特別利益及び特別損失（第二百七十七条―第二百八十一条）
第六節　中間純利益又は中間純損失（第二百八十二条―第二百八十四条）
第七節　雑則（第二百八十五条―第二百八十九条）
第二節　修正国際基準（第九十四条・第九十四条の二）
第八章　雑則（第九十五条―第九十八条）
附則